

社外役員の独立性に関する基準

株式会社ムゲンエーステート

1. 本人が現在または過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと
 - (1) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）関係者
以下に定める要件を満たす者を当社グループ関係者とする。
当社グループの業務執行者（注1）が役員に就任している会社の業務執行者
当社グループの会計監査人及び主幹事証券のパートナーまたは当社グループの監査に従事する従業員
 - (2) 当社グループの主要な借入先（注2）の業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な取引先（注3）の業務執行者
 - (4) 当社グループより、役員報酬以外に年間10百万円を超える報酬を受領している者
 - (5) 一定額を超える寄付金（注4）を当社グループより受領している団体の業務を執行する者

2. 本人の配偶者、二親等内の親族が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと
 - (1) 当社グループの業務執行者
 - (2) 上記1.(1)～(5)に掲げる者

尚、上記要件を満たさないが独立性を有すると判断される場合は、その根拠を開示して独立性を有すると認定することがある。

注1：業務執行者とは、重要な使用人をいう。

注2：主要な借入先とは、連結総資産の2%を超える額の借入先をいう。

注3：主要な取引先とは、ある取引先と当社グループとの取引額が、当該取引先の直近最終年度における年間連結売上の2%を超える取引先をいう。

注4：一定額を超える寄付金とは、ある団体に対し、年間10百万円を超える寄付金をいう。

（付 則）

1. 本基準の改廃は、取締役会が決議する。
2. 平成28年3月10日制定、即日施行